

落札者となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合におけるくじについては、下記の要領で行うものとします。

【くじの手順】

1. くじを行う場合に備えて、入札書類の郵送時に当該郵送物に設定された「簡易書留お問い合わせ番号」(11桁)により、「番号①」及び「番号②」を設定する。

● 「簡易書留お問い合わせ番号」とは

・郵便追跡用に使用する番号で、次の合計11桁で構成され、簡易書留の受領証に「お問い合わせ番号」として表示されているもの。「引受番号」ともいう。

「*** (3桁) - ** (2桁) - ***** (5桁) - * (1桁)」

- (1) 同額入札者に、「簡易書留お問い合わせ番号」(11桁)の下4桁の小さいものから順に「番号①」(0、1、2、3、…)を付与する。

※ 下4桁が同一の数字の場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照

- (2) 同額入札者に、「簡易書留お問い合わせ番号」(11桁)の下3桁の数字を「番号②」として設定する。

2. 上記1.(2)「番号②」を合計し、その合計額を同額入札書の数で除し、「余り」を算出する。
3. 上記1.(1)の「番号①」と上記2の「余り」が一致した者を落札者とする。

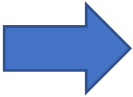
例 4 者が同額入札の場合

(1) 「番号①」を付与

業者名	書留お問い合わせ番号	下4桁	下5桁目	番号①を付与
A社	123-45-67890-1	8901	—	1
B社	234-56-78901-2	9012	8	3
C社	345-67-80901-2	9012	0	2
D社	456-78-90123-4	1234	—	0

(2) 番号②を付与し、その和を求め、同額入札者数で除し、余りを算出

業者名	番号②
A社	901
B社	012
C社	012
D社	234



$$901 + 012 + 012 + 234 = 1159$$
$$1159 \div 4 \text{ 者} = 289 \text{ (余り} \cdots \underline{3}\text{)}$$

(3) 落札者の決定

業者名	番号①	落札者
A社	1	
B社	3	落札者
C社	2	
D社	0	